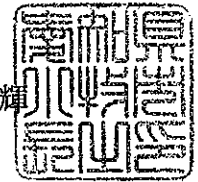


小牧市告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、市が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

平成22年7月5日

小牧市長 中野直輝



- 1 自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営をする自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績があること。
- 2 次に掲げる小牧市税、愛知県税及び国税の未納がないこと。
 - (1) 小牧市税（小牧市に対し納税義務がある者に限る。）
 - ア 法人の場合
法人市民税、固定資産税及び都市計画税
 - イ 個人の場合
普通徴収（特別徴収）市県民税、固定資産税及び都市計画税
 - (2) 県税
 - ア 法人の場合
法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、自動車税及び地方消費税
 - イ 個人の場合
個人事業税、自動車税及び地方消費税
 - (3) 国税
 - ア 法人の場合
法人税及び消費税
 - イ 個人の場合
所得税及び消費税